

パブリックコメント
平成25年10月10日～11月8日

光市景観計画 (素案)

平成25年10月
光市

目次

序章	はじめに	1
第1章	景観計画の概要	3
1	背景と目的	3
2	位置付け	4
3	構成	5
第2章	景観計画の区域	6
第3章	良好な景観の形成に関する方針	7
1	基本的な考え方	7
2	将来像と目標	8
3	基本的な方針	10
4	地域別の方針	13
第4章	良好な景観の形成のための行為の制限	26
1	届出が必要な行為	26
2	景観形成の基準	27
第5章	景観行政の推進に向けた取組み	30
1	重点的に景観形成を進める地域	30
2	景観重要建造物の指定の方針	30
3	景観重要樹木の指定の方針	30
4	屋外広告物の表示等の制限	31
5	景観重要公共施設の整備	31
第6章	景観まちづくりの展開にあたって	32
1	景観まちづくりの推進	32
2	人づくりや意識の高揚	33
3	制度や体制の充実	34

序章 はじめに

一般的に「景観」という言葉は、「風景」、「景色」、「眺め」と同様に用いられています。

「景」は、光、ひかげを表す意味が転じて、日光や景色、様子などを表します。

「観」は、見ることにとどまらず、見方や考え方、さらには見晴らし台という意味もあります。

これらが組み合わさった「景観」は、単に景色が広がっているのではなく、そうした物的環境を人々がそれぞれの思いで、景色として眺めているということを表しています。

西欧のある風景学者は、次のように述べています。

「山があるから、山の景色があるのではない。景色として山を見るから、山の景色があるのだ。西欧人が、アルプスの山々を美しい景色として眺めるようになったのは、18世紀になってからのことである。」

美しく良好な景観づくりは、見た目を美しくすることだけを目指すものではありません。景色を美しいと感じるには、それを眺める人がいる場所、すなわち「視点場」が、音や匂い、雰囲気など目に見えない要素も含めて「快適」であることが必要です。また、景色の見方は人々の価値観に大きく左右されることから、眺める景色を「美しい」と感じようとする心の豊かさが求められます。

このため、私たち一人ひとりが自らの生活や経済活動等において、利便性や経済性、効率性など機能面のみを追及するのではなく、それぞれの地域が有する自然や歴史、文化、風土などと調和しようとする意識や取組みが重要となります。

つまり景観づくりは、環境美化や文化活動、伝統行事、地域活性化などとあわせた複合的な取組みであり、総合的なまちづくりの一つといえます。

光市景観条例

(前文)

私たちのまち光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸、清らかな流れの島田川、なだらかな曲線を描く象鼻ヶ岬、幽玄な石城山など水や緑豊かな美しい自然景観と四季折々の心和む風景に恵まれたまちである。

私たちは、古来育まれてきた自然景観を礎とし、地域の歴史や風土、文化的環境に根ざした町並みや農漁村など、多彩な風景を創出しながら、まちを発展させてきた。

一方、社会経済の発展や建設技術の進歩等により、快適で機能的な都市の形成が進んだが、経済性や効率性、利便性を重視した結果、美しさへの配慮や周辺との調和を欠いた景観や無個性で画一的な景観が見られるようになった。

一度失われた地域の景観を復元することは困難であり、経済的な損失だけでなく社会的な損失を伴うことが多い。そのような状況にならないために、私たちは、先人から受け継いだ豊かな景観を守り、次世代に継承していかなければならない。

このような認識のもと、私たち一人ひとりの参画と協働により、光市のかげがえのない自然景観を守り、これらと調和した魅力あふれる景観を創造し、誇りと愛着をもってふるさと光市を子や孫の世代に引き継ぐことを決意し、この条例を定める。

第1章 景観計画の概要

1 背景と目的

(1) 背景

① 国・県の取組み

国においては、国土を国民共通の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、「美しい国づくり政策大綱」を平成15年7月に策定しました。また、景観に関する我が国初の総合的な法律である「景観法」を制定し、平成16年12月に一部施行、平成17年6月に全面施行しました。

山口県においては、良好な景観形成を推進するための基本方針や施策の展開方向などを示した「山口県景観ビジョン」を平成17年3月に策定し、「美しいやまぐちづくり」の方向性を明確にするとともに、市町の取組みに対する支援等を開始しました。

② 本市の取組み

本市においては、国や県の動向も踏まえつつ、本市の実情に即した独自の景観行政を進めることとし、平成17年6月1日に景観法の規定による「景観行政団体」となり、景観計画の策定を進めてきました。その過程で、まずは良好な景観形成を推進するため、市民、事業者、行政それぞれの責務を明文化し、市民との積極的な協働により景観まちづくりを進めることなどの基本理念を掲げた「光市景観条例」を制定しました。併せて、市民ワークショップやイベント会場への出店など、様々な手法により良好な景観形成に向けた周知や啓発を行いました。

こうした取組みを経て、このたび、景観法第8条第1項の規定による「良好な景観の形成に関する計画（景観計画）」を策定するものです。

(2) 目的

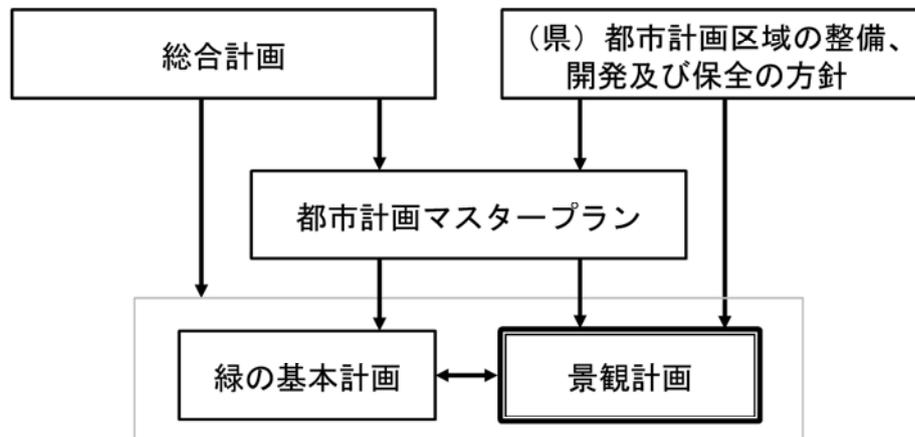
山・川・海の豊かな自然を守り次世代に継承するとともに、これらと調和した魅力あふれる景観を創造するため、建築行為や開発行為などに対して、一定の規制誘導を行うものとします。

あわせて、市民、事業者、行政が、良好な景観に対する意識をさらに高めるとともに、それぞれの役割に応じた主体的な取組みを行い、景観まちづくりを推進することを目的とします。

2 位置付け

景観計画は、本市の最上位の計画である「総合計画」に即するとともに、都市計画区域においては、県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」に適合するものでなければなりません。また、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」は、本計画と整合したものでなければなりません。

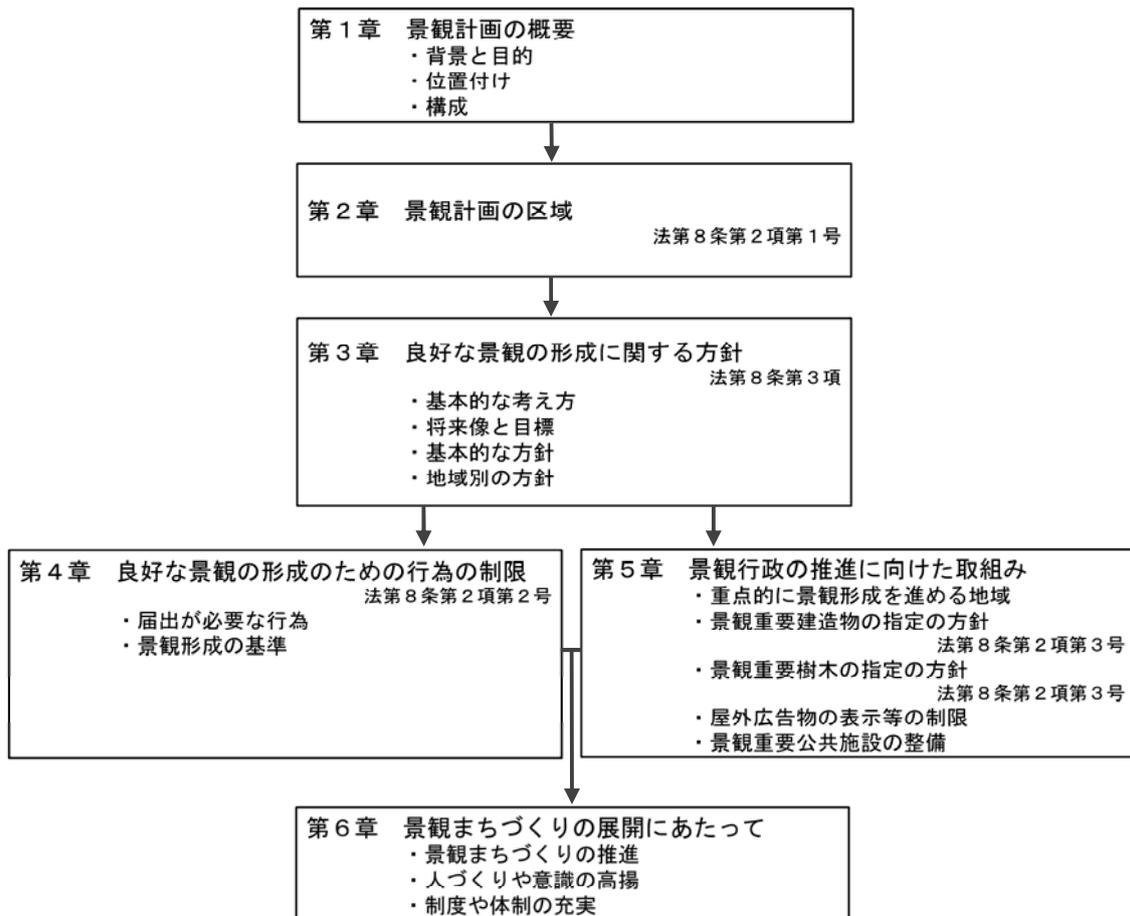
なお、景観行政の推進にあたり必要な事項については、法の規定により本市の条例で定めるものもあります。



3 構成

本計画は、法の規定により定めるものとされている項目、定めるよう努めるものとされている項目のほか、良好な景観の形成のために必要な事項についても定めるものとします。

本計画の構成については、次のようになります。



第2章 景観計画の区域

幽玄な石城山や母なる川・島田川、白砂青松の美しい室積・虹ヶ浜海岸や曲線を描く象鼻ヶ岬など、山・川・海の美しい自然に恵まれた本市は、潤いとやすらぎのある自然景観を礎とし、市街地や住宅地、農漁村などの集落、さらには水田や畑地に加え、歴史や文化資源などの要素を織り交ぜながら多彩な風景をつくり出してきました。

先人から受け継いだかけがえのない自然景観を守り、これらと調和した魅力あふれる景観を創造するため、本市の行政区域の全域（地先公有水面を含みます。）を景観計画の区域（以下「景観計画区域」といいます。）とします。



第3章 良好な景観の形成に関する方針

1 基本的な考え方

本市は全国で唯一となる「自然敬愛都市宣言」により、室積・虹ヶ浜海岸や島田川、石城山などの美しい自然を敬愛し、次世代に引き継ぐことを宣言しました。このため、豊かな自然環境と調和した景観形成を進めることを基本とします。

また、本計画は「都市計画マスタープラン」を上位に位置付ける計画です。良好な景観形成に係る取組みは、潤いややすらぎ、地域の個性など魅力あふれる都市づくりを進める上で重要な施策の一つです。このため、「都市計画マスタープラン」で掲げた都市づくりの目標を踏まえ、良好な景観形成を進めます。

「都市計画マスタープラン」に掲げた都市づくりの目標

- 地域集約型都市づくり
- 環境共生型都市づくり
- 活力創出の都市づくり
- 安全・安心の都市づくり
- 良好な景観の都市づくり

あわせて、本計画の策定に先立ち制定した「光市景観条例」では、良好な景観形成についての基本理念を定めていることから、この基本理念に基づくものとします。

「光市景観条例」に定めた基本理念

- 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、市民共通の資産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受できるよう、持続的にその整備及び保全が図られなければならない。
- 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性

及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。この場合において、良好な景観が市民共通の資産であることにかんがみ、地域住民のみならず、良好な景観の形成について関心を有するすべての者の意見を併せ考慮させなければならない。

○ 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、市、市民、事業者その他景観の形成に参加しようとするすべての者により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

○ 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

2 将来像と目標

(1) 将来像

本市は、山・川・海の自然環境や古くから伝わる伝統・文化など多様な景観資源に恵まれています。これらは、私たち市民、事業者、行政共有の大切な財産であり、それぞれが一体となって次世代に継承するとともに、これらと調和した魅力あふれる景観の創出が求められます。

こうしたことから、「総合計画基本構想」で定めた都市の将来像「人と自然がきらめく 生活創造都市」や「総合計画後期基本計画」が目指すまちの姿「やさしさあふれる 「わ」のまち ひかり」を踏まえ、景観形成の将来像を次のように定めます。

人と自然と文化が出逢う まち

(2) 目標

人と自然と文化が調和した景観づくりを進め、将来像の実現を図るため、「人」、「地域」、「時代」をキーワードとして、次のように目標を定めます。

○ 市民が主体となり、世代を超えて人をつなぐ

市民一人ひとりが主体となり、互いの知恵や力を結集し支え合うことにより、魅力あふれる景観形成を進めます。

○ ふるさとの自然を守り、個性に満ちた地域をつなぐ

先人から受け継いだ山・川・海の豊かな自然をはじめとする地域固有の資源を活かした景観形成を進めます。

○ 歴史や文化を活かし、誇りをもって時代をつなぐ

郷土に伝わる歴史や風土、文化などを活用し、次世代に継承する景観形成を進めます。

また、将来像を具現化するため、「守る」、「育てる」、「創る」、「伝える」という視点により、市民、事業者、行政が協働で良好な景観形成を進めます。

3 基本的な方針

将来像と目標を踏まえ、景観形成の基本的な方針として景観構造ごとに次のように定めます。

(1) 面的景観

① 山・丘陵地の景観

ふるさとの自然を守り、ゆとりややすらぎのある景観づくり

近年、森林の荒廃や竹林の拡大が進む中、森林の多面的な機能を保持する施策が求められており、潮音寺山や門蔵山など身近な里山では、再生・活用の取組みが進められています。

山や丘陵地は、市民生活にゆとりややすらぎをもたらすことから、こうした景観形成に努めます。

② 田園の景観

豊かな田園を維持し、潤いや懐かしさを感じる景観づくり

用途地域を定めていない地域や市街化調整区域に広がる農地は、周辺の山々と調和したのどかな田園景観を創出しています。

こうした田園景観は、日本の原風景ともいえることから、豊かな生産基盤を維持しながら、山々や集落と調和した景観を保全し、潤いや懐かしさを感じる景観形成に努めます。

③ 市街地の景観

土地利用に応じ、市民生活を支える景観づくり

市街化区域や用途地域を定めた市街地においては、都市計画の規制により、市民の暮らしを支える建築行為や開発行為などの様々な事業が適正に進められています。

こうした住宅地、商業地、工業地などそれぞれの土地利用の制限に応じ、にぎわいや魅力、活力のある町並みの景観形成に努めます。

(2) 軸的景観

① 水辺の景観軸

恵まれた自然と調和し、ふれあいのある景観づくり

瀬戸内海国立公園に指定されている室積・虹ヶ浜海岸は、本市を代表する美しい自然景観であり、海岸や松林を積極的に保全するとともに、これらと調和した景観形成に努めます。

また、島田川や光井川などの河川は、水に親しみ、自然とふれあえる水辺空間の創出に努め、都市景観のシンボルとなる景観形成に努めます。

② 森の景観軸

美しい山々と調和し、まちの背景となる山並み景観づくり

幽玄な石城山や茶臼山・虎ヶ岳、千坊・大峰山などの山々は、美しい稜線を描いているだけでなく、本市のまちの背景となっています。

このため、これらの山並みの景観を保全するとともに、山頂からの眺望景観を有する展望地の保全に努めます。

③ 道路の景観軸

連続性や統一感があり、まちのシンボルとなる景観づくり

魅力的な都市空間の形成のため、国道188号や都市計画道路虹ヶ丘森ヶ峠線など主要な幹線道路では、都市のシンボルとなる景観の創出に努めます。このため、標識類などサインの統一や無電柱化推進事業等の促進に努めます。

また、市民や事業者との協働により、「緑の基本計画」で示した「彩りのみち」の創出を促進します。

(3) 点的景観

① 交流を促す景観

まちの「顔」となり、人がつながる景観づくり

多くの人々が利用する駅や公共施設などの交流拠点は、来訪者をもてなす空間として、まちや地域の「顔」となる景観形成に努めます。

② 歴史・文化が織りなす景観

歴史を伝え、文化を育てる景観づくり

国指定の史跡・石城山神籠石や重要文化財・石城神社本殿、室積海商通りの町並みなど、固有の歴史・文化を保全・活用した景観形成に努めます。

③ 花とみどりがあふれる景観

花とみどりに囲まれ、潤いに満ちた景観づくり

冠山総合公園や伊藤公記念公園、大蔵池公園など「緑の拠点」となる公園をはじめ、宝来山や岩屋など貴重な緑を育む原生自然環境保全地域などにおいては、花とみどりあふれる景観形成に努めます。

④ 伝統行事や祭りを伝える景観

地域に根付いた行事や祭りによる景観づくり

「周防柱松」や「早長八幡宮秋まつり」、「石城太鼓」など、地域に根付き大切に受け継がれている伝統行事や祭りを伝承し、個性あふれる景観形成に努めます。

4 地域別の方針

(1) 地域の区分

景観形成の目標や基本的な方針を踏まえて、各地域の特性を活かした景観形成を進めるため、「総合計画」や「都市計画マスタープラン」において設定した4つの地域ごとに景観形成の方針を示します。

東部地域	岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野地区
西部地域	浅江・島田地区
南部地域	室積・光井地区
北部地域	三井・周防・上島田地区



(2) 東部地域

① 景観の特性

東部地域は、石城山をはじめ天登山や呉麓山などに囲まれた緑豊かな田園風景が広がる丘陵地であり、広範囲にわたり石城山県立自然公園の区域に指定されています。また、重要文化財である石城神社本殿や国指定史跡石城山神籠石などの文化財が受け継がれ、初代内閣総理大臣伊藤博文公の生誕地でもあるなど、歴史や文化が調和した魅力ある景観を創出しています。

一方、JR岩田駅周辺地区には、行政施設やコミュニティ施設をはじめ、医療・福祉施設などが集積したコンパクトなまちが形成されています。

② 景観形成の目標と方針

歴史と文化の香る、景観の形成を目指す。

- 緑豊かな田園景観や山並み景観の保全に努めます。
- 眺望景観を有する石城山、天登山などの展望地の保全に努めます。
- 石城山の自然や史跡、伊藤公記念公園の歴史や文化資源を活用し、自然・文化的景観の保全に努めます。
- 黒杭川や東荷川は、ホタルや水生生物が生息する自然景観の保全・創出に努めます。
- 石城太鼓や東荷神舞、大日市など、地域の伝統的景観の維持に努めます。

③ 主な景観資源

種別		主な景観資源
自然景観 (山並み、川、海など)		石城山県立自然公園（石城山、天登山、夕日の滝など）、呉麓山、東荷川、黒杭川など
眺望景観		石城山、天登山、呉麓山など
文化的景観 (文化財など)		石城山神籠石、石城神社本殿、旧伊藤博文邸、宗通寺の石風呂など
伝統行事の景観 (地域伝統行事など)		石城太鼓、東荷神舞、大日市など
都市景観	町並み、建造物	三輪の市（宿場町）、旧東荷郵便局など
	道路、公園等	大和総合運動公園、伊藤公記念公園など
田園景観		東荷地区や塩田地区に広がる農地
動植物の景観		東荷神社樹木、黒杭川・東荷川のホタルなど

東部地域の景観資源等



●●●●●●	水辺の景観軸
●●●●●●	森の景観軸
●●●●●●	道路の景観軸
◎	交流を促す景観
●	歴史・文化が織りなす景観
■	花とみどりがあふれる景観
◆	伝統行事や祭りを伝える景観
—	主な河川
—	国道・県道などの主要な道路
▲	山
○→	視点場・眺望

(3) 西部地域

① 景観の特性

西部地域は、島田川の下流域に位置し、本市で最も人口が集中した地域です。また、「日本の渚・百選」などに選定されている白砂青松の虹ヶ浜海岸や水鳥が集う島田川などは、本市を代表する優れた自然景観として広く市民に親しまれています。

浅江地区では、大型商業施設が進出し、高層マンションが建設されるなど、都市的土地利用が進んでいます。また、本市の幹線道路である国道188号や島田地区の商業地では、無電柱化推進事業により、新たな道路景観が形成されています。

また、伝統文化としては、県指定無形民俗文化財の島田人形浄瑠璃芝居や市指定無形民俗文化財の周防猿まわしがあります。

② 景観形成の目標と方針

自然とまちが調和した、景観の形成を目指す。

- 虹ヶ浜海岸を保全し、周辺と調和した景観づくりに努めます。
- 茶臼山や虎ヶ岳、鶴羽山の山並み景観の保全に努めます。
- 良好な眺望を有する茶臼山などの景観の保全に努めます。
- 潮音寺山や門蔵山など里山や緑地の保全に努めます。
- 島田川の桜や菜の花、水鳥など、四季を感じる河川景観の創出と保全に努めます。
- JR光駅周辺は、都市機能の充実と虹ヶ浜海岸などの自然景観との調和に努めます。
- 国道188号などの幹線道路や「なぎさへの道」など、まちのシンボルとなる景観の創出に努めます。

③ 主な景観資源

種別		主な景観資源
自然景観 (山並み、川、海など)		瀬戸内海国立公園（虹ヶ浜海岸、門蔵山）、鶴羽山、茶臼山、虎ヶ岳、島田川（桜並木、菜の花）、西の河原川、潮音寺山など
眺望景観		茶臼山、虎ヶ岳、鶴羽山など
文化的景観 (文化財など)		島田人形浄瑠璃芝居、周防猿まわしなど
都市景観	町並み、建造物	浅江神社、熊野神社など
	道路、公園等	国道188号などの無電柱化、なぎさへの道、水鳥の道、浜線、高洲線、虹ヶ浜西緑地、西河原緑地、大蔵池公園など
動植物の景観		島田川の水鳥、ニジガハマギクなど

西部地域の景観資源等



●●●●●	水辺の景観軸
●●●●●	森の景観軸
●●●●●	道路の景観軸
◎	交流を促す景観
●	歴史・文化が織りなす景観
■	花とみどりがあふれる景観
◆	伝統行事や祭りを伝える景観
—	主な河川
—	国道・県道などの主要道路
▲	山
○→	視点場・眺望

(4) 南部地域

① 景観の特性

南部地域は、風光明媚な象鼻ヶ岬をはじめ、白砂青松の室積海岸や千坊・大峰山の山並みが広がる自然豊かな地域です。

室積地区には、昔の港町を感じさせる海商通りの町並みや、国指定天然記念物の峨嵋山樹林があります。また、離島の牛島には、モクゲンジ群生地やヒトツバハギ群生地のほか、国指定天然記念物のカラスバトが生息するなど貴重な動植物が残っています。

光井地区には、市役所や総合福祉センター、消防本部などの行政機関や光スポーツ公園、総合体育館、山口県スポーツ交流村などのスポーツ・レクリエーション施設が集積しています。

② 景観形成の目標と方針

自然と歴史を活かした、景観の形成を目指す。

- 千坊・大峰山、峨嵋山樹林などの山並み景観の保全に努めます。
- 伊保木地区や室積地区から眺める海岸景観や美しい夕陽の景観の保全に努めます。
- 良好な景観が望める展望地を維持し、風光明媚な象鼻ヶ岬の眺望景観の保全に努めます。
- 伊保木海岸や牛島の平茂海岸などの自然海岸の保全に努めます。
- 峨嵋山樹林など豊かな自然を活かした景観形成に努めます。
- 冠山総合公園の梅の里、光スポーツ公園のあじさい苑などにおいては、花とみどりの景観形成に努めます。
- 天然記念物に指定された動植物などの自然景観の保全に努めます。

③ 主な景観資源

種別		主な景観資源
自然景観 (山並み、川、海など)		瀬戸内海国立公園（室積海岸、象鼻ヶ岬）、県立室積公園（峨嵋山樹林）、伊保木海岸、平茂海岸（牛島）、御手洗湾など
眺望景観		千坊・大峰山（コバルトライン、萩の平）
文化的景観 (文化財など)		牛島の波止場、普賢寺庭園、岩屋古墳など
伝統行事の景観 (地域伝統行事など)		早長八幡宮秋まつり（山車、踊山）、普賢まつり、梅まつり、牛島えびすまつりなど
都市景観	町並み、建造物	海商通り、普賢寺、早長八幡宮、ふるさと郷土館、冠天満宮など
	道路、公園等	国道188号、荒神堂線、中央町線、光スポーツ公園（あじさい苑）、冠山総合公園、みたらい公園など
動植物の景観		森様社叢、クサフグ産卵地、モクゲンジ群生地、カラスバト（牛島）など

(5) 北部地域

① 景観の特性

北部地域は、島田川上流域の内陸部に位置し、優良な農地や緑豊かな丘陵地が広がる自然景観に恵まれた地域です。

JR島田駅周辺では、島田川の改修が進み三島橋が架け替えられ、また、三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の整備により、市民の憩いや健康づくりの場として新たな景観が創出されています。

周防工業団地は、山陽自動車道熊毛インターチェンジに近い特性を活かし、自動車部品や住宅建材、プラント部品など製造工場の立地が進んでいます。

② 景観形成の目標と方針

水と緑が調和した、景観の形成を目指す。

- 虎ヶ岳、鶴羽山の山並み景観の保全に努めます。
- 眺望景観を有する虎ヶ岳、鶴羽山などの展望地の保全に努めます。
- 自然が残る島田川などの水辺景観の保全・創出に努めます。
- 優良な農地が広がる千田郷・小周防地区などの田園景観を保全するとともに、周辺環境と調和した景観形成に努めます。
- 向山文庫周辺は、歴史や文化を感じる景観づくりに努めます。
- 島田川に架かる潜水橋（旭橋、小野橋）や伝統行事である周防柱松は、地域を育ててきた景観であり、保全に努めます。

③ 主な景観資源

種別		主な景観資源
自然景観 (山並み、川、海など)		虎ヶ岳、鶴羽山、島田川、東荷川、一の坂滝など
眺望景観		虎ヶ岳など
文化的景観 (文化財など)		向山文庫、岡原遺跡など
伝統行事の景観 (地域伝統行事など)		周防柱松、長徳寺市など
都市景観	町並み、建造物	溪月院、正義霊社、賀茂神社など
	道路、公園等	旭橋、小野橋など
田園景観		千田郷・小周防地区の田園など
動植物の景観		ギフチョウ、ホタルなど

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限

1 届出が必要な行為

良好な景観形成に支障を及ぼすことのないよう、景観計画区域で法及び条例の規定による行為をしようとする市民等は、あらかじめ、必要な事項を本市に届け出なければなりません。

届出が必要な行為は、次のとおりです。

景観法の規定による行為	
○	建築物の新築、増築等*
○	工作物の新設、増築等*
○	宅地造成などの開発行為
条例の規定による行為	
○	土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
○	水面の埋立て又は干拓
○	屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積
* 改築、移転、外観を変更することとなる修繕又は模様替、色彩の変更を含みます。	

ただし、通常管理や災害時等の応急措置など法令で定められた行為のほか、条例で定める規模等のものについては、届け出る必要はありません。

本市の景観計画区域において、届出が必要な行為（規模等）は、次のとおりです。

行為	届出が必要な行為（規模等）	
建築物の新築、増築等	高さが13m又は延べ面積が500㎡を超えるもの	
	仮設建築物については、規模等に関係なく届出は不要です。	
工作物の新設、増築等	広告塔、広告板等	高さが4mを超えるもの
	鉄筋コンクリート造の柱、煙突、鉄柱、木柱など	高さが15m（第一種低層住居専用地域においては10m）を超えるもの
	その他の工作物	高さが13m（第一種

		低層住居専用地域においては10m)又は築造面積が500㎡を超えるもの
	仮設工作物については、規模等に関係なく届出は不要です。	
開発行為	区域が1,000㎡以上のもの	
土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更	区域が1,000㎡以上のもの	
水面の埋立て又は干拓	区域が1,000㎡以上のもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の堆積	区域が1,000㎡以上のもの	

2 景観形成の基準

景観計画区域で建築行為や開発行為などを行おうとする市民等は、次の基準を満足するよう協力しなければなりません。

あらかじめ届出が必要な行為について、この基準に適合しないと認められるときは、市は、設計の変更等の必要な措置をとるよう勧告することができます。

なお、特定届出対象行為（条例で定める建築物の新築、増築等及び工作物の新設、増築等）に係る形態意匠については、市は、勧告に代えて、設計の変更等の必要な措置をとるよう命令することができます。

行為	景観形成の基準	
建築物の新築、増築等	位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路や公園など公共用地との敷地境界からできるだけ後退すること。 隣接地との連続性に配慮すること。 主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮すること。 歴史的な建造物など優れた景観資源の周辺においては、その位置関係に配慮すること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根の色彩は、低彩度のものを基調とすること。ただし、市街地で周辺と調和する場合においては、この限りでない。 周辺や背後の丘陵地、山並みを考慮し、田園景観に調和するよう努めること。
	高さ等	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の建物との連続性に配慮すること。 主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮すること。 周辺の景観と調和するよう、高さや規模に配慮すること。 市街化調整区域又は用途地域を定めていない地域においては、なるべく低いものとする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> 適切に維持管理できる範囲で敷地内をできるだけ緑化すること。 大規模な施設では、敷地に高木を植えるなど、周辺の景観と調和するよう工夫すること。
工作物の新設、増築等	位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路や公園など公共用地との敷地境界からできるだけ後退すること。 主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮すること。 歴史的な建造物など優れた景観資源の周辺においては、その位置関係に配慮すること。
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。 周辺や背後の丘陵地、山並みを考慮し、田園景観に調和するよう努めること。
	高さ等	<ul style="list-style-type: none"> 主要な視点場からの眺望を妨げない

		<p>よう配慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和するよう、高さや規模に配慮すること。 ・ 市街化調整区域又は用途地域を定めていない地域においては、なるべく低いものとする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切に維持管理できる範囲で敷地内をできるだけ緑化すること。 ・ 大規模な施設では、敷地に高木を植えるなど、周辺の景観と調和するよう工夫すること。
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発後の状態が、周辺の景観と調和するよう努めること。 ・ 周辺の地形や景観の状況を把握し、地形や植生を活かしたものとする。 ・ 電線類や電柱の設置位置に配慮すること。
土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や公園など公共の場所から開墾跡地等が目立たないように、周辺の地形や植生等に配慮すること。
水面の埋立て又は干拓		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然水面を保全・活用するよう努めること。
屋外における土石、廃棄物、再生资源等の堆積		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や公園など公共の場所から堆積物が目立たないように、位置や規模、配置などを工夫すること。

第5章 景観行政の推進に向けた取組み

1 重点的に景観形成を進める地域

特に良好な景観の整備、保全、創出により、本市の景観形成に重要な役割を担うと認められる地域については、「景観形成重点地域」の指定や、地域住民・事業者との協働によるきめ細やかな景観形成基準の設置など、地域の特性に応じた誘導について検討します。

2 景観重要建造物の指定の方針

道路や公園などの公共の場所から容易に見ることができる建造物（建築物及び工作物）のうち、外観が景観上の特徴を有し、次の項目に該当するものについて、所有者の同意を得て、景観重要建造物の指定を検討します。

- 優れたデザインを有し、市民に親しまれているもの。また、地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- 街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 時を経て、伝統的なたたずまいが保存されて、風土の景観に寄与するもの
- 地域の自然、歴史、文化、生活などから見て、これらの特性が形として表されたものであり、地域を象徴する建造物であるもの
- 公共性の高い場所において、景観的重要性の高いもの

3 景観重要樹木の指定の方針

道路や公園などの公共の場所から容易に見ることができる樹木のうち、樹容が景観上の特徴を有し、次の項目に該当するものについて、所有者の同意を得て、景観重要樹木の指定を検討します。

- 相当な樹齢の古木や鎮守の森のうち、良好な景観に寄与するもの
- 地域のシンボリックな存在で、市民に親しまれており、良好な景観の形成に寄与するもの
- 街角やアイストップに位置するなど、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- 公共性の高い場所において、景観的重要性の高いもの

4 屋外広告物の表示等の制限

屋外広告物の表示等については、山口県の権限移譲により、平成23年4月から本市が県条例に基づいて、一部の許可事務を行っています。

屋外広告物は、大きさや形状、色彩などにより景観形成に大きな影響を与えており、市街地でのにぎわい創出の効果がある一方で、良好な景観の阻害につながることもあります。このため、屋外広告物の表示等に係る一定の制限・規制について検討します。

5 景観重要公共施設の整備

道路や河川、都市公園などの公共施設は、本市の景観を構成する重要な要素となっています。

こうした公共施設のうち、良好な景観を形成する上で特に重要な役割を担うものについて、当該施設の管理者の同意を得て、景観上必要な整備に関する事項や占用等の許可基準について検討します。

第6章 景観まちづくりの展開にあたって

1 景観まちづくりの推進

良好な景観形成を進めるため、市民、事業者、行政が、それぞれの責務と役割を理解し、これまで以上に協働して景観まちづくりを進めます。

また、本計画の適切かつ継続的な運用により、景観行政を推進します。

(1) 市民等と行政との協働

本市の良好な景観は、現在及び将来にわたる市民共通の資産であるという認識の下、市民、事業者、行政が、良好な景観形成に向けた目標や方針に沿って取組みを進めることが求められます。

このため、それぞれの立場や役割を認識しながら、協働して景観まちづくりを推進します。

(2) 景観に関する組織

景観を形成する要素は多種多様であることから、良好な景観形成を進めるには、建築の専門家はもちろんのこと、市民をはじめ、商工関係や農林漁業関係など様々な立場の人々とともに協議等を進めることのできる体制が必要です。

このため、景観に関する審議や協議を行う組織づくりを検討します。

(3) 継続的な取組み

良好な景観は、歴史や文化、風土など地域に根ざした固有の要素と人々の営みとがうまく調和して形成されるものであり、一朝一夕にかなうものではなく、長い年月をかけた継続的な取組みが必要です。

このため、本計画の策定を契機に、これまで以上に景観に関する普及・啓発活動を進めるとともに、継続的な取組みを進めます。

(4) 景観計画の見直し

景観に関する市民意識の向上や価値観の多様化、さらには社会経済情勢の変化などに伴う様々な事業活動の展開により、今後、良好な景観を保全、整備、創出するための新たな取組みが求められることも想定されます。

このように、景観行政をさらに推進するために必要がある場合には、本計画の変更を検討します。

2 人づくりや意識の高揚

良好な景観形成を進めるには、市民一人ひとりが身近な景観に目を向け、景観を感じ、そして景観に「気付く」ことが大切です。

このため、様々な取組みを通じ、良好な景観形成に向けた人材育成や市民意識の高揚に努めます。

(1) 身近な取組みの実践

良好な景観形成を進めるには、まずは市民一人ひとりが地域に関心を寄せ、愛着や親しみを高めることが重要です。

このため、身近な道路や河川、海岸等での除草や清掃をはじめとする自主的な環境美化活動などを通じ、身近な景観を考えるきっかけづくりを進めます。

(2) 学習機会等の確保

市民等が良好な景観形成に対する理解や認識を深めるには、景観の概念やとらえ方など基礎的な知識を身につけてもらう必要があります。

このため、景観形成に関する教育や学習などの機会の積極的な提供に努めます。

(3) 市民活動に対する支援

市民等が主体的に行う景観に関する様々な活動や取組みは、良好な景観形成につながるものであり、市民参画による協働のまちづくりだけでなく、人材育成に寄与するものです。

このため、景観まちづくりに資する市民等の自主的な活動や取組みに対し、必要な支援に努めます。

(4) 景観形成に関する情報の発信

良好な景観形成を進めるには、市民等に本計画の目的や必要性などを正しく伝え、受け入れてもらうことが重要です。

このため、市民等が景観に関する様々な情報を容易に入手できるよう、積極的な情報の発信に努めます。

3 制度や体制の充実

景観まちづくりの推進のため、国や県との連携はもとより、法の規定や県の制度などに基づき、各種制度の創設や体制の充実に努めます。また、庁内の連絡体制等の強化に努めます。

(1) 国・県との連携

景観を構成する要素の一つとして、公共空間は大きな役割を果たしています。

このため、道路や河川などの公共施設については、周辺の景観に配慮したものとなるよう、本市はもとより、国や県との連携に努めます。併せて、「景観アドバイザー」など県の制度の活用にも努めます。

(2) 提案制度の手続の明確化

景観計画提案制度は、土地所有者やまちづくりの推進を行うNPO法人等が条件を満たした場合、行政に対し、一定の区域における景観計画の策定や変更を提案することができる制度です。

制度の趣旨に沿って、地域住民による主体的なまちづくりの推進や地域の活性化を図るため、この手続を明確にします。

(3) 円滑な運用

良好な景観形成を進めるには、市民や事業者が本計画を理解し、本計画に沿って建築行為等を行う必要があります。

このため、計画の策定を市民等に周知するとともに、新たな「ルール」や手続をわかりやすく解説・例示する「景観形成ガイドライン」の作成を検討します。

(4) 庁内横断的な取組み

景観は、多様な要素が複合的に組み合わせられて構成されており、良好な景観形成には、都市計画や土木建築だけでなく、環境や観光、農林漁業、文化財などの施策との連携をさらに強化する必要があります。

このため、庁内関係部局を交えた総合的な取組みを進めます。